

博士学位論文審査要旨

2010年7月28日

論文題目： フェミニズム法理論の一動向 ―リベラリズムへの再接近―

学位申請者： 小久見 祥恵

審査委員：

主査： 司法研究科 教授 深田 三徳

副査： 法学研究科 教授 岩野 英夫

副査： 法学研究科 教授 濱 真一郎

要 旨：

本論文は、アメリカ合衆国のフェミニズム法理論に照準を合わせ、そこには現代正義論のリベラリズムへの批判とともに、リベラリズムへの再接近という動向があることを、M. ミノウとD. コーネルの理論の検討をとおして明らかにしている。同時に、二人の理論には、世界的に著名なリベラリズムの法哲学者R. ドゥオーキン（オックスフォード大学前法理学教授）の平等論や司法的裁定論との接点があることなどについても明らかにしている点で特徴をもっている。

なお「フェミニズム」とは、性差ないしジェンダーにもとづく不合理な差別などを批判し、是正を求める思想・運動である。それには第一波フェミニズムと第二波フェミニズムがあり、後者に属するフェミニズム法理論は、法規範・法制度などに仕組まれている「女性らしさ」や女性への差別・偏見などを明らかにし、是正しようとする理論である。また「リベラリズム」とは、個人の人格的自律性ないし善き生の構想の多様性を尊重し、そのために必要な基本的諸権利・自由を等しく配分する立憲民主制、人権保障などを正義にかなっているとする平等主義的リベラリズムの考え方である。

まず本論文の第1章「現代正義論とフェミニズム」では、現代正義論におけるリベラリズムとして、J. ロールズ、R. ドゥオーキンなどの理論が紹介されている。そしてこれらの平等主義的リベラリズムを批判する理論には、共同体論、多文化主義、公民的共和主義などの他に、フェミニズムないしフェミニズム法理論があり、それは、リベラリズムの次の点を批判しているとされている。つまり公私二元論の下で公的領域における正義のみを論じて、私的領域における女性の不平等・抑圧など（具体的には、性別役割分業、男性優位の社会構造など）を論じなかったこと、差異と平等のジレンマや「ケアの倫理」などの問題を十分に考察しなかったことである。

第2章「フェミニズム法理論の展開」では、フェミニズムにはリベラリズムの思想を源流とする18、19世紀の第一波フェミニズムと、1960年代以降の第二波フェミニズムがあり、後者に関係するフェミニズム法理論として、ラディカル・フェミニズム、マルクス主義フェミニズム、カルチュラル・フェミニズム、ポストモダン・フェミニズムなどの諸潮流があることが説明されている。そしてそれらにはリベラリズム批判とともに、リベラリズムやその平等論などを再評価する動向もあるとして、リベラル・フェミニズムの他に、M. ミノウとD. コーネルの理論が取り上げられている。

第3章「M. ミノウの理論」では、ハーバード大学のミノウによる差異と平等のジレンマについての分析が考察されている。そして性差・文化・人種・民族などにおける人々の差異が差別を生じさせる原因となる「暗黙の想定」を明らかにするために、人と人との関係を誰の視点からみるかという「関係性アプローチ」が提唱されている。それとの関連で、関係的権利の考え方が提

示され、権利概念の分析もなされている。そして文化・人種・民族・性的指向性などにおいて異なる多様な女性の諸問題を権利主張を通して裁判の場で解決し、多様な差異の尊重をはかる考え方には、ドゥオーキンの「等しい配慮と尊重への権利」論や司法的裁定論との接点があることも説明されている。

第4章「D. コーネルの理論」では、ラトガース大学のコーネルの「イマジナリーの領域」の理論が考察されている。この理論では、個人が人格になる段階において「自分は誰であり、何になろうとするか」を再想像する必要がある。そしてそのような再想像の心的空間が「イマジナリーの領域」であり、その場合、ステレオタイプな「女性像」「女性らしさ」などを外部から押しつけられることは、女性の「イマジナリーの領域」への権利の侵害である。そしてこのような権利の平等な保護によって、文化・人種・民族・性的指向性などにおいて異なる多様な女性たちを平等な存在として尊重し配慮する視点も可能になり、また中絶の権利、同性カップルの親権、同性婚なども容認されうると説明されている。またコーネルがドゥオーキンの「等しい配慮と尊重への権利」論などを支持していることについても触れられている。

第5章「わが国の問題状況とフェミニズム法理論」では、わが国におけるフェミニズムないしフェミニズム法理論の展開・動向や、男女平等をめぐる今日の諸問題について概観した後、家族をめぐる議論などが紹介されている。そして近年、「平等アレルギー」や反フェミニズムの動きがあるなかで、フェミニズムの問題提起をリベラリズム正義論と結びつける試みや、女性のためのポジティブ・アクションが必要であることについても言及されている。

結語では、各章の内容を簡潔に振り返った後、ミノウとコーネルの理論がともに「人々を平等な存在として取り扱う」という平等の理念の実現をめざしており、その点でリベラリズム正義論と両立可能であると説明されている。

以上が、本論文の内容である。本論文は、フェミニズム法理論にはリベラリズム批判とともにリベラリズムへの再接近の動向があることを、二人の女性研究者の理論の検討をとおして明らかにしている。そして二人の理論にはドゥオーキンの平等論、司法的裁定論との接点があることを指摘するだけでなく、それらとフェミニズム法理論との接合によって今日の女性の直面する諸問題の解決に向けた理論が可能でないかと示唆している点でもすぐれた独創性をもっている。よって、本論文は、博士（法学）（同志社大学）の学位論文として十分な価値を有するものと認められる。

総合試験結果の要旨

2010年7月28日

論文題目： フェミニズム法理論の一動向 ―リベラリズムへの再接近―

学位申請者： 小久見 祥恵

審査委員：

主査： 司法研究科 教授 深田 三徳

副査： 法学研究科 教授 岩野 英夫

副査： 法学研究科 教授 濱 真一郎

要 旨：

上記の審査委員3名は、2010年7月1日15時より、約1時間半にわたって、学位申請者に総合試験を行なった。提出論文の内容について、審査委員からいろいろな角度からの質問が出されたが、いずれの質問に対しても的確かつ詳細なる応答がなされた。またM. ミノウとD. コーネルの理論だけでなく、現代法哲学、現代正義論、リベラリズム、フェミニズム法理論一般についても十分な専門的知識と正確な理解があることが証明された。提出論文の内容の一部は学会誌である法哲学年報などに掲載され、高い評価を得たものである。また外国語（英語）の学力が充分にあることは、本論文の内容と口頭試問によって証明されている。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

博士學位論文要旨

論文題目： フェミニズム法理論の一動向 ― リベラリズムへの再接近 ―
氏名： 小久見 祥恵

要 旨：

本論文は、リベラリズムへの再接近を試みるフェミニズム法理論の一動向を、M. ミノウ (Martha Minow) および D. コーネル (Drucilla Cornell) の理論に依拠して提示したうえで、その動向が法学の領域に有している意義を評価しようと試みるものである。

本論文がフェミニズム法理論に注目する理由は、フェミニズムが指摘してきた諸問題に法の領域で取り組む必要があると考えるからである。フェミニズムの起源は二百年以上前に遡る。現在の多くの国では、男女の平等が保障され、女性と男性は同じ権利を有している。それでもなお、多くの国でフェミニズムの運動があり、そこでは多くの問題が指摘され、議論が展開されている。

わが国においてもまた、戦後に制定された日本国憲法 14 条に両性の平等が定められ、男女は等しい権利を保障されている。さらに、男女共同参画社会基本法の制定などが進められてきた。しかし、これらの取り組みにも関わらず、必ずしも男女平等が十分に達成されているとは言えない状況にある。例えば、女子差別撤廃条約の実施状況に対して、国連女子差別撤廃委員会が政府の取り組みを「不十分」と評価するなど、国際社会からも日本の女性差別解消への取り組みの遅れが指摘されている。これらの問題を含む、フェミニズムが指摘してきた諸問題に、法の領域で取り組むにあたって、特にアメリカ合衆国で展開されてきたフェミニズム法理論の展開が参考になる。

フェミニズムの視点や思想は、1970 年代から 80 年代のアメリカにおいて、フェミニズム法理論という形で実を結んだ。フェミニズム法理論の前提となるフェミニズムの歴史に目を向けてみると、フェミニズムは 17・18 世紀の市民革命期に成立したリベラリズムの思想を源流として、イギリスおよびフランスに始まった。フェミニズムは、リベラリズムの思想を源流とする一方で、20 世紀後半以降は、リベラリズムを論敵の一つとみなすようになる。

20 世紀後半のフェミニズムが批判の対象としたリベラリズムは、主として J. ロールズ (John Rawls) や R. ドゥオーキン (Ronald Dworkin) などの平等主義的リベラリズムである。ロールズの『正義論』(1971 年) は、現代正義論の代表的著作と言われ、ロールズの正義論に対する批判として、リバタリアニズム、共同体論およびフェミニズムなどの様々な議論が展開された。

ロールズの正義論は、立憲民主制の枠組みのもとに、すべての人に基本的諸自由などを等しく保障しようとする考え方を基礎としている。しかし、本稿で取りあげるフェミニズム法理論は、立憲民主制を前提とする既存の政治制度のもとで、女性の従属や差別が容認されてきたとして、それらの政治制度に含まれる偏見や不正義の源泉を探ろうとしてきた。ただし、フェミニズム法理論は、既存の法規範および法制度を批判的に検証するものであるが、既存の法規範および法制度を全て否定するものではない。本稿では、フェミニズム法理論が、既存の法規範あるいは法制度の何をどのように批判してきたのかを明らかにするために、フェミニズムがリベラリズムに向けた批判を手がかりに議論を進める。

第 1 章ではまず、議論の前提として、リベラルな現代正義論について概観する。具体的には、J. ロールズ、R. ドゥオーキン、および A. セン (Amartya Sen) の議論を取りあげる。彼らの議論は、社会の基本構造ないし政治構造がどのようにあるべきかという問題などに主たる関心を

置いている。このようなリベラルな正義論に対して、フェミニズムは、主として3つの批判を投げかけてきた。第一は、リベラルな正義論は公私の区分を用いて、公的領域における正義のみを論じ、私的領域における不平等あるいは不正義を温存してきた、という批判である。第二は、リベラルな正義論の枠組みのもとでは、差別されてきたマイノリティの人々をマジョリティの人々と同じように取り扱うべきか、あるいは異なるように取り扱うべきかという問題が、適切に扱われてこなかった、という批判である。第三は、多くの女性たちの視点には、人と人との関係性や協調性を重視する「ケアの倫理 (ethics of care)」が見いだされるが、リベラルな正義論は「ケアの倫理」の視点を考慮せず、抽象的な権利を重視した男性的な視点に偏ったものとなっている、という批判である。

第2章では、上記のようなリベラリズムに対する批判に関連して、フェミニズムが歴史的にどのように展開されてきたかを確認する。さらに、フェミニズム法理論の諸潮流を概観したうえで、フェミニズム法理論には、次のような一つの動向が見いだせることを示す。すなわち、リベラリズムが不問に付してきた、人々間の多様な差異を尊重するという観点を重視したうえで、リベラリズムに再接近するという動向である。このような動向は、フェミニズム法理論において、「人々を平等な存在として取り扱う」というリベラリズムの理念の重要性が、再認識されたことを示している。人々を平等な存在として取り扱うという平等の理念は、R. ドゥオーキンのリベラルな法理論および政治理論の基礎となっているものである。そしてそれは、ドゥオーキンの「等しい配慮と尊重を受ける権利」と関係している。

したがって筆者は、フェミニズム法理論の課題の一つを、フェミニズムがリベラリズムに向けた批判を踏まえたいうえで、「人々を平等な存在として取り扱う」ために、フェミニズム法理論と平等主義的リベラリズムをどのように結び付けるべきかを明らかにすることである、と考える。そして、そのような課題に取り組むM. ミノウおよびD. コーネルの理論を紹介し、検討する。

第3章で検討するM. ミノウの議論は、性差のみならず、文化、人種、民族などにおける人々の差異が、どのように差別に結び付けられるのかについて、詳しく分析している。ミノウの理論の特徴の一つは、人々間の差異が差別を生じさせる原因となる「暗黙の想定」を明らかにしようとする点にある。このような暗黙の想定を明らかにするために、ミノウは「関係性アプローチ」を提唱する。彼女は、関係性アプローチの重要性を説く一方で、関係性アプローチのみを採用することには実効性の面で問題が残るため、関係性アプローチを取り入れて、権利の再構成を試みている。ミノウは、権利を「切り札」としてではなく、他人を説得するための言語として捉え直す。彼女が再構成した関係的権利論においては、差別や抑圧を受けてきた人々によって権利が主張され、それらの権利をめぐる関係性が裁判の場において明らかにされることにより、差別や抑圧に関する問題の解決が目指されるのである。

以上のようなミノウの理論は、多様な差異の尊重を、裁判における権利主張を通して実現しようとするものである。彼女の理論は、司法制度を重視している点で、ドゥオーキンの法理論との接点がある。ただしミノウは、自らの理論が依拠する平等の理念については、多くを語っていない。そこで、第4章では新たな平等の捉え方を提起するコーネルの理論に注目する。

第4章で取りあげるD. コーネルの議論は、「イマジナリーな領域」の平等な保障を主張するものである。コーネルの議論は、「人格 (person)」概念の捉え直しから出発している。コーネルは、人格を所与のものとは捉えず、「人格になる」段階に目を向ける。人々は、人格になる段階において「自分は誰であり、何になろうとするのか」を再想像する必要があり、そのような再想像のための心的空間を、コーネルは「イマジナリーな領域」と呼ぶのである。

コーネルは、自らの理論がリベラリズムと接合可能であると考えている。しかもコーネルは、ドゥオーキンの平等論が依拠する倫理的個人主義を支持している。したがって、コーネルの理論

を、ドゥオーキンの唱える「等しい配慮と尊重への権利」を「イマジナリーな領域」の内部へと適用したものと捉えることが可能であると思われる。以上のようにミノウおよびコーネルの理論は、ドゥオーキンの平等主義的リベラリズムないし「等しい配慮と尊重への権利」の考え方と接点を有する。

第5章では、わが国のフェミニズムおよびフェミニズム法理論の展開と動向を概観したうえで、わが国の女性が直面する諸問題のうちいくつかを取りあげる。そして、それらの問題と本稿で扱ったフェミニズム法理論との関連を確認する。現在のわが国においては、反フェミニズムを掲げるバックラッシュの傾向が強まっているように思われる。このような状況において、フェミニズム法理論と平等主義的リベラリズムを結びつける試みには意義があると思われる。なぜなら、「平等アレルギー」やバックラッシュの動きに対して、自由と平等という、平等主義的リベラリズムにおいて重視される価値が一層強調される必要があるからである。

本論文は、リベラリズムへの再接近を試みるフェミニズム法理論の一動向を提示し、ミノウは関係的権利論の観点から、コーネルは「イマジナリーな領域」の平等な保障の観点から、それぞれ「人々を平等な存在として取り扱う」という理念の実現を目指していることを、明らかにしている。わが国の法学の領域では、女性が直面する諸問題に対して、主として個別的問題へのアプローチが中心となっており、理論的アプローチが不十分であると指摘されている。本論文の試みは理論的アプローチにあたるという点で、わが国の議論状況において、独自の意義を有しているように思われる。